

令和7年度答申第13号
令和7年7月3日

諮問番号 令和7年度諮問第6号（令和7年5月2日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 労働保険料の認定決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、A労働局労働保険特別会計歳入徴収官（以下「処分庁」という。）が、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）15条3項の規定に基づき労働保険料の認定決定（以下「本件認定決定」という。）をしたところ、審査請求人が本件認定決定を不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- （1）ア 徴収法10条1項は、政府は、労働保険の事業に要する費用に充てるため保険料を徴収すると規定し、同条2項1号は、前項の規定により徴収する保険料（以下「労働保険料」という。）として一般保険料を掲げる。徴収法11条1項は、一般保険料の額は、賃金総額に一般保険料に係る保険料率を乗じて得た額とする旨規定する。また、徴収法12条1項2号は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下

「労災保険法」という。)による労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)に係る保険関係のみが成立している事業にあっては、一般保険料に係る保険料率は、労災保険率となる旨規定する。

イ 徴収法39条1項は、厚生労働省令で定める事業については、当該事業を労災保険に係る保険関係及び雇用保険に係る保険関係ごとに別個の事業とみなして徴収法を適用する旨規定し、これを受けて、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(昭和47年労働省令第8号。令和6年厚生労働省令第21号(令和6年4月1日施行)による改正前のもの。以下「徴収法施行規則」という。)70条4号は、同項の規定に係る事業として、建設の事業を掲げる。

また、徴収法7条は、2以上の事業が同条各号に掲げる要件(事業主が同一人であること、それぞれの事業が有期事業であること等)に該当する場合には、その全部を1の事業とみなす旨規定する。

ウ 徴収法11条3項は、同条2項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定める事業については、厚生労働省令で定めるところにより算定した額を当該事業に係る賃金総額とする旨規定する。これを受けて、徴収法施行規則12条1号は、労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち請負による建設の事業を掲げ、徴収法施行規則13条1項は、同事業については、事業の種類に従い、請負金額に別表第2に掲げる率を乗じて得た額を賃金総額とする旨規定する。

エ 徴収法施行規則16条1項は、船舶所有者の事業以外の事業に係る労災保険率につき、別表第1のとおりとする旨規定する。

(2) ア 徴収法12条3項は、労災保険率に関し、連続する3保険年度中の各保険年度において、同項各号のいずれかに該当する事業であって、当該連続する3保険年度中の最後の保険年度の3月31日(以下「基準日」という。)において、労災保険に係る保険関係成立後3年以上経過したもの(以下「適用対象事業」という。)については、当該適用対象事業の業務災害の多寡に応じて労災保険率を引き上げ、又は引き下げることをしている。

すなわち、適用対象事業にあっては、労災保険法の規定による業務災害に関する保険給付(特定の業務に長期間従事することにより発生する疾病であって厚生労働省令で定めるものにかかった者(厚生労働省令で定める事業の種類ごとに、当該事業における就労期間等を考慮して厚生

労働省令で定める者に限る。以下「特定疾病にかかった者」という。)に係る保険給付等を除く。)の額と労働者災害補償保険特別支給金支給規則(昭和49年労働省令第30号)の規定による特別支給金で業務災害に係るものの額を加えた額を一般保険料の額(労災保険率に应ずる部分の額)から非業務災害率(1000分の0.6)に应ずる部分の額を減じた額に第一種調整率(建設の事業は100分の63)を乗じた額で除したものを収支率(以下「メリット収支率」という。)とした上で、連続する3保険年度の合計のメリット収支率が100分の85を超え、又は100分の75以下である場合には、労災保険率から非業務災害率を減じた率を100分の40の範囲内において定める率(以下「メリット増減率」という。)だけ引き上げ、又は引き下げた率に非業務災害率を加えた率(以下これらの規定により事業主ごとに個別に労災保険率を改定して定められる労災保険率を「改定労災保険率」という。)を、基準日の属する保険年度の次々年度から適用することができるものとされている(徴収法12条3項並びに徴収法施行規則16条2項、18条の2第1項及び19条の2。以下これらの仕組みを「メリット制」という。))。

そして、徴収法12条3項3号は、適用対象事業として、同項1号及び2号に掲げる事業のほか、厚生労働省令で定める規模の事業を掲げ、これを受けて、徴収法施行規則17条3項は、当該規模は、建設の事業及び立木の伐採の事業について当該保険年度の確定保険料の額が40万円以上であることと規定する。

イ 徴収法施行規則17条の2は、特定疾病にかかった者として、林業又は建設の事業に属する事業主を異にする2以上の事業場において、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)別表第1の2第3号3に規定する業務(さく岩機、鉋^{びょう}打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務(以下「振動業務」という。))に従事し、又は従事したことのある労働者であって、当該業務による疾病(手指、前腕等の末梢^{しやう}循環障害、末梢^{しやう}神経障害又は運動器障害(以下「振動障害」という。))の発生の原因となった業務に従事した最後の事業場において当該業務に従事した期間(当該労働者が、当該最後の事業場に使用されるまでの間引き続いて当該最後の事業場の事業主の他の事業場に使用されていた場合にあっては、当該使用されていた期間の

うち当該業務に従事した期間を通算した期間。以下「特定業務従事期間」という。)が1年に満たないもの、建設の事業に属する事業主を異にする2以上の事業場において、同表2号11に規定する業務(著しい騒音を発する場所における業務)に従事し、又は従事したことのある労働者であって当該業務による疾病(難聴等の耳の疾患)に係る特定業務従事期間が5年に満たないもの等を掲げる。

ウ 徴収法施行規則20条は、メリット増減率につき、建設の事業及び立木の伐採の事業であって、連続する3保険年度中のいずれかの保険年度の確定保険料の額が40万円以上100万円未満であるものにあつては、別表第3の2のとおりマイナス30パーセントからプラス30パーセントまでの範囲内とすると規定する。

(3) 徴収法15条1項は、事業主は、保険年度ごとに、労働保険料の額等を記載した申告書を、その保険年度の6月1日から40日以内に提出しなければならない旨規定し、同条3項は、政府は、事業主が同申告書を提出しないとき、又はその記載に誤りがあると認めるときは、労働保険料の額を決定し、これを事業主に通知する旨規定する。

(4) 徴収法施行規則1条3項は、労働保険関係事務のうち、同項各号の労働保険料及びこれに係る徴収金の徴収に関する事務は、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴収官が行うと規定し、同項1号は、労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち徴収法39条1項の規定に係る事業についての一般保険料及びこれに係る徴収金の徴収に関する事務を掲げる。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、道路工事、舗装工事、その他道路に関する工事並びに一般土木工事の設計施工及び監理等を営む株式会社であり、昭和52年4月1日に労災保険に係る保険関係が成立した。

(履歴事項全部証明書、適用情報検索帳票)

(2) 平成27年9月から平成30年12月まで、平成31年1月から同年4月まで、令和元年5月から同年12月まで及び令和2年4月から同年12月までの間に普通作業員(土工)として審査請求人に雇用されていたB(以下「本件被災労働者」という。)は、振動障害及び騒音性難聴が業務災害によるものであるとして休業補償給付、療養補償給付及び障害補償給付支

給請求をしたところ、C労働基準監督署長（以下「本件労基署長」という。）から、振動障害につき、診断確定日（傷病年月日）を令和3年4月13日として、令和4年2月2日付けで休業補償給付支給決定を、同年3月24日付けで療養補償給付支給決定を受けた。また、騒音性難聴につき、傷病年月日を令和2年12月26日として、令和5年6月19日付けで障害補償給付支給決定を受けた。

なお、本件被災労働者は、審査請求人を離職していた間及び令和2年12月の離職以降、振動工具を使用する業務に従事していなかった。

（療養補償給付請求書、休業支給決定決議書、令和4年1月31日付け調査結果復命書、一時金支払決議書、令和5年6月14日付け調査結果復命書、業務歴・傷病歴等の時系列表）

- （3）処分庁は、令和5年5月31日付けで、審査請求人に対し、令和5年度の改定労災保険率について、メリット収支率が144.0パーセント、メリット増減率がプラス25パーセントとなる旨を通知した。

（労災保険率決定通知書）

- （4）審査請求人は、令和5年6月23日、処分庁に対し、令和5年度の概算保険料を112万8342円とする労働保険概算保険料申告書（以下「本件申告書」という。）を提出し、その後、同月29日、「令和5年度 概算保険料の算出につきましては、自社での収支率算定が不明確なため、前年確定保険料の算出基礎額に労災メリット増減率 ±0にて計算し、申告いたしました。」と記載した「労働保険 概算保険料の申告について」と題する書面を提出した。

（本件申告書、「労働保険 概算保険料の申告について」と題する書面）

- （5）処分庁は、令和5年7月13日に審査請求人の労働保険料の調査を行い、本件申告書のメリット増減率に誤りがあるとした上で、同年8月14日、審査請求人に対し、徴収法15条3項の規定に基づき、メリット増減率をプラス25パーセントとして、令和5年度の概算労働保険料額を139万1675円、納付すべき労働保険料額（不足額）を26万3333円とする決定（本件認定決定）を行った。

（労働保険保険料算定基礎調査書、「労働保険料の認定決定について」と題する書面）

- （6）審査請求人は、令和5年8月18日、審査庁に対し、本件認定決定を不服として本件審査請求をした。その後、審査庁は、同年11月6日付けで、

審査請求人に対し、審査請求書の補正を求め、審査請求人は、同月 16 日、審査請求書を補正した。

(審査請求書、補正命令書、補正書)

(7) 審査庁は、令和 7 年 5 月 2 日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 本件認定決定の算出根拠となるメリット増減率の算出に当たっては、審査請求人の責によらない業務により発症したと思われる労働災害における給付を、便宜上の負担先（発症直近の就労先）として、審査請求人の労働保険番号にて補償した額が含まれている。本来の発症原因となる業務及び就労先が不明なまま、審査請求人一社でメリット増分全額を負担することは納得できない。また、当該制度が例外なく施行された場合、今後の人員確保において同業の経験者を雇用することが困難となり、保険料の費用負担を含め事業継続に重大な影響を与える。

(2) 本件の対象となる騒音性難聴及び振動障害の最終ばく露事業場が審査請求人であることは確かである。しかし、最終ばく露事業場での就労期間が令和 2 年 4 月 13 日から同年 12 月 26 日までと 1 年に満たないこと、最終ばく露事業場として通算する就労期間には、審査請求人の管理下でない期間（令和元年 12 月 27 日から令和 2 年 4 月 12 日までの 108 日間及び平成 30 年 12 月 22 日から令和元年 5 月 6 日までの 136 日間）が相当日数含まれていること、また、令和 3 年 6 月 3 日に本件被災労働者が振動障害の発症原因は親族の経営する会社での就労が原因だった旨の発言をしていることを踏まえ、審査請求人一社のみに対してその罰則であるメリット増減率 25 パーセント増を科すことは承服できない。

(3) したがって、本件認定決定の取消しを求める。

第 2 諮問に係る審査庁の判断

1 本件労基署長は、本件被災労働者の振動障害（以下「本件災害」という。）は令和 3 年 4 月 13 日を発症日とする業務上の災害と認定している。

2 振動障害の認定基準に照らすと、本件被災労働者は、土木作業員として審査請求人における業務を含む振動業務に約 188 か月間従事しており、検査結果及び医師の診断書等から、末梢循環障害、末梢神経障害及び運動機能障害が顕著に認められ、他に考えられる類似疾患等の所見も認められないこと

から、本件労基署長が本件災害を業務上の災害と認定したことに誤りはない。

- 3 本件被災労働者は複数期間にわたり振動業務に従事しているが、本件災害における最終ばく露事業場は、審査請求人の事業場である。
- 4 振動障害は特定疾病とされ、徴収法施行規則17条の2において特定業務従事期間が1年に満たない場合はメリット制の算定の基礎から除く旨規定されている。

この点につき、審査請求人は、上記第1の3(2)のとおり主張する。

確かに、令和2年4月13日より前の本件被災労働者の就労状況をみると、令和元年5月7日から同年12月26日まで(233日間)審査請求人の事業場において就労しており、その後おおむね3か月間程度、審査請求人の管理下でない期間が存在する。しかしながら、当該期間において、本件被災労働者が他の事業場で振動障害を発症するような業務に従事していた事実は確認されておらず、審査請求人の事業場における特定業務従事期間を通算すると1年以上となるため、本件認定決定について、違法又は不当な点は認められない。

なお、本件被災労働者は、本件認定決定の算定根拠とされる本件災害の他に、騒音性難聴に係る障害補償給付も受けているが、特定業務従事期間が5年に満たないため、本件認定決定の算定根拠に含まれていない。

- 5 したがって、本件審査請求は棄却されるべきである。なお、審理員の意見も、おおむね同旨である。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和7年5月2日、審査庁から諮問を受け、同月29日、同年6月19日及び同月26日の計3回、調査審議をした。

また、審査庁から、令和7年5月23日及び同年6月6日、主張書面及び資料の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

- (1) 一件記録によれば、本件審査請求から本件諮問(令和7年5月2日)までに約1年8か月半を要しているところ、特に①本件審査請求から補正命令の発出(令和5年11月6日)までに約2か月半、②審査請求書に係る補正書の受付(同月16日)から審理員の指名(同年12月12日)までに約1か月、③反論書の受付(令和6年2月28日)からその次の手続である処分庁への物件提出依頼(同年5月23日)までに約3か月、④③で依頼した物件の受付(同月31日)から処分庁への再度の物件提出依頼

(同年9月5日)までに約3か月、⑤審理員意見書の提出(同年10月8日)から本件諮問までに約7か月を要している。この点につき、当審査会から審査庁に照会したところ、進捗管理が不十分であったため及び審査請求件数が多く、業務多忙のため、時間を要したとのことであり(令和7年5月23日付け審査庁主張書面)、このような期間を要したことについて特段の理由があったとは認められず、審査庁は、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法(平成26年法律第68号)の目的(1条1項)を踏まえ、審査請求事件の進行管理を改善することにより、事件の手続を迅速に進める必要がある。

なお、審査庁において、令和7年4月以降、審査請求事案の進捗管理表(事案ごとに、標準審理期間を踏まえた期限を設定し、対応状況等を明記したもの)を作成し、組織的な進捗管理を実施し、標準審理期間の遵守を徹底しているとのことである(同年5月23日付け審査庁主張書面)から、今後の改善が期待される。

- (2) 上記(1)で指摘した点及び下記3で付言した点以外には、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件認定決定の適法性又は妥当性について

- (1) メリット収支率の算出に当たっては、業務災害に関する保険給付のうち特定疾病にかかった者に係る保険給付は除外することとされており、特定疾病にかかった者として、建設の事業に属する事業主を異にする2以上の事業場において振動業務に従事し、又は従事したことのある労働者であって、当該業務による振動障害に係る特定業務従事期間が1年未満の者が挙げられている(上記第1の1(1)及び(2))。

そして、特定業務従事期間について、メリット制事務処理手引(令和4年1月改定版。以下「手引」という。)Ⅱ3(2)ハ(ホ)では、疾病の発生の原因となった業務に従事した最終事業場に使用されるまでの間、引き続き当該最後の事業場の事業主の他の事業場に使用されていた場合にあっては、最後の事業場における従事期間だけでなく、当該他の事業場における従事期間をも通算した期間であり、同一事業主の下で、事業場を移動し、最後の事業場で特定疾病が発生した場合、当該同一の事業主の下における従事期間が通算されることとなることとされ、従事期間は、振動障害について業務上の疾病として認定の要件とされている当該業務の従事期間の

把握の方式と同一の方式をもって把握された期間とされている。

また、振動障害の業務上の疾病としての認定に当たり、振動業務への従事歴については、「振動障害の認定基準の運用上の留意点等について」

（昭和52年5月28日付け労働省労働基準局補償課長事務連絡第23号（令和2年12月25日最終改正））2（2）ロにおいて、振動業務に従事しない期間が途中1か月以上に及ぶことがある場合はその期間を除いた合計期間を振動業務に従事した期間とするとされている。

- （2）一件記録によれば、本件被災労働者が振動業務に従事した最後の事業場は、審査請求人の事業場であると認められる（業務歴・傷病歴等の時系列表）ので、本件被災労働者の「特定疾病にかかった者」への該当性について、以下検討する。

なお、審査請求人は、騒音性難聴についても本件被災労働者が「特定疾病にかかった者」に該当する旨主張していると解される（上記第1の3（2））が、審査庁は本件被災労働者の審査請求人の事業場での就労期間を通算しても5年未満であり、本件被災労働者は「特定疾病にかかった者」に該当し、メリット増減率の算定根拠に含まれていない旨説明している（上記第2の4）ことから、判断しない。

ア 本件被災労働者が審査請求人の事業場において振動業務に従事していた期間は、業務歴・傷病歴等の時系列表によれば、①平成27年9月から平成30年12月まで、平成31年1月から同年4月まで及び令和元年5月から同年12月まで並びに②令和2年4月から同年12月26日までであり、上記①及び②の間の約4か月の期間は、本件被災労働者は就労していなかったことが認められる。

そうすると、本件被災労働者が最後に審査請求人の事業場で振動業務に従事していた期間（上記②）は約8か月と1年に満たないが、約4か月の就労していなかった期間を除いた合計の従事期間（上記①及び②）は約4年9か月に及ぶと認められる。

イ この点につき、当審査会において審査庁に見解を求めたところ、審査庁は、以下のとおり説明している（令和7年6月6日付け審査庁主張書面）。

- （ア）徴収法12条3項及び徴収法施行規則17条の2の規定の趣旨は、事業場を転々とする日雇又は短期間の就労を常態とする労働者を多数使用する事業に多発する特定の疾病であって、かつ、当該疾病の発症

までに比較的長期間を要するものについて、最終事業場における従事歴が短期であるため、疾病の発生に係る責任を最終事業場の事業主に帰属させることが困難な場合に、当該保険給付額等をメリット収支率算定の基礎から除外するものであり、限定的かつ例外的な取扱いである。

(イ) 上記(ア)から、当該疾病の発生に係る責任を最終事業場の事業主に帰属させることが困難となる原因が生じない限りは、当該疾病を発症した労働者は、最終事業場の事業主に引き続いて使用されていたものと解される。

(ウ) 本件においては、本件被災労働者が離職期間中に他の事業主の下で振動業務に従事した事実はなく、振動業務への従事歴について最終事業場から遡った場合に、最終事業場の事業主の下のみで業務上の疾病として認定される「相当期間」(おおむね1年又はこれを超える期間)の要件を満たす点は、最終事業場で継続して(離職期間なく)1年以上特定業務に従事していた場合と異なるところはなく、疾病の発生に係る責任を最終事業場の事業主に帰属させることが困難な場合には該当しないと考える。

ウ そこで検討するに、徴収法は、業務災害に関連して支払われた保険給付は、全てメリット収支率の算定の基礎とすることを原則としており、特定疾病にかかった者に対する保険給付を除外するのは、最終事業場の事業主に当該特定疾病について責任を帰属させることが相当でないと考えられる場合の例外的な措置としている(徴収法12条3項及び徴収法施行規則17条の2)ことを踏まえると、離職期間が生じたとしても、この間に他の事業主の下で特定業務に従事した、離職期間が長期に及ぶなど、最終事業場の事業主に責任を帰属させることが相当でないと認められる場合でなければ、当該特定疾病を発症した労働者が、当該事業主に引き続いて使用されていたものとして、当該事業主の事業場で振動業務に従事した期間(離職前の期間及び離職後の期間)を通算すべきであると解される。

本件においては、上記アのとおり、本件被災労働者は当該離職期間に審査請求人の下でも他の事業主の下でも就労しておらず、当然振動業務にも従事していなかったこと、また、本件被災労働者が審査請求人を離職していたのは約4か月であり、長期間であるとまではいえないことも考慮する

と、最終事業場の事業主である審査請求人に責任を帰属させることが相当でないとは認められない。したがって、本件被災労働者は、審査請求人に引き続いて使用されていたものとして、審査請求人の事業場で振動業務に従事した期間（離職前の期間及び離職後の期間）を通算すべきであり、そうすると、特定業務従事期間は1年以上となる。

よって、本件被災労働者は、「特定疾病にかかった者」に該当せず、本件被災労働者に係る保険給付は、審査請求人に係るメリット収支率の算定から除外されない。

(3) 次に、本件認定決定は概算労働保険料額及び労働保険料額（不足額）を決定するものなので、それらの額が適正であるかどうか検討する。

ア 審査請求人の概算労働保険料の額は、メリット増減率を基に算出されるから、まず、このメリット増減率を算出する基礎となるメリット収支率を算出する。

労働基準行政システムによると、審査請求人に係る令和元年度から令和3年度までの保険給付の額は、令和元年度が47万8625円、令和2年度が0円、令和3年度が235万1496円で、合計が283万0121円であり、審査請求人に係る令和元年度から令和3年度までの特別支給金の額は、令和元年度が0円、令和2年度が0円、令和3年度が71万7750円で、合計が71万7750円である。

そして、審査請求人に係る令和元年度から令和3年度までの一般保険料の額は、令和元年度が190万2756円、令和2年度が138万7166円、令和3年度が89万1880円であり、審査請求人に係る令和元年度から令和3年度までの労災保険率から非業務災害率（1000分の0.6）を減じた割合は、令和元年度が1000分の10.92、令和2年度が1000分の10.92、令和3年度が1000分の6.3であるから、一般保険料の額から非業務災害率に応ずる部分の額を減じた額は、令和元年度が180万3654円（ $\div 190万2756円 \times 1000分の10.92 \div (1000分の10.92 + 1000分の0.6)$ ）、令和2年度が131万4918円（ $\div 138万7166円 \times 1000分の10.92 \div (1000分の10.92 + 1000分の0.6)$ ）、令和3年度が81万4325円（ $\div 89万1880円 \times 1000分の6.3 \div (1000分の6.3 + 1000分の0.6)$ ）（いずれも小数第1位を四捨五入（手引Ⅱ1（6）））で、合計が393万2897円である。さ

らに、この額に第一種調整率（100分の63）を乗じた額は、247万7726円（小数第1位を切上げ（手引Ⅱ1（6）））となる。

したがって、メリット収支率は、144パーセント（ $\div$ （283万0121円+71万7750円） $\div$ 247万7726円 $\times$ 100（小数点以下を切上げ（手引Ⅱ1（6））））となる。

イ 次に、メリット増減率を算出する。

審査請求人のメリット収支率は、上記アのとおり、144パーセントであり、確定保険料の額が40万円以上100万円未満の年度が含まれるから、メリット収支率の区分ごとにメリット増減率を定める徴収法施行規則20条及び別表第3の2によれば、メリット収支率が140パーセントを超え150パーセントまでの場合は、メリット増減率はプラス25パーセントとなる。

ウ 最後に、概算労働保険料額及び納付すべき労働保険料額（不足額）を算出する。

審査請求人は、一括有期事業総括表において舗装工事業及びその他の建設事業を報告しており、これらの事業に係る賃金総額は、舗装工事業に係る請負金額（7億3216万8100円）に17パーセントを乗じて得た額及びその他の建設事業に係る請負金額（226万1838円）に24パーセントを乗じて得た額（徴収法11条3項並びに徴収法施行規則12条1号、13条1項及び別表第2。1000円未満切り捨て（徴収法15条1項1号）。）の合計となる。また、労災保険率は、舗装工事業が1000分の9、その他の建設事業が1000分の15である（徴収法施行規則16条1項及び別表第1）。上記イのとおり、メリット増減率はプラス25パーセントであるから、改定労災保険率は、舗装工事業が1000分の11.1（ $=$ （1000分の9 $-$ 1000分の0.6） $\times$ 1000分の125 $+$ 1000分の0.6）、その他の建設事業が1000分の18.6（ $=$ （1000分の15 $-$ 1000分の0.6） $\times$ 1000分の125 $+$ 1000分の0.6）となる。

そうすると、概算労働保険料額は、139万1675円（ $\div$ 7億3216万8100円 $\times$ 1000分の17 $\times$ 1000分の11.1 $+$ 226万1838円 $\times$ 1000分の24 $\times$ 1000分の18.6）となる。そして、納付すべき労働保険料額（不足額）は、上記の概算労働保険料額と審査請求人が申告した概算労働保険料額112万8342円の差額である26万

３３３３円となる。

したがって、本件認定決定によって決定された概算労働保険料額及び納付すべき労働保険料額（不足額）は適正である。

（４）以上のことから、本件認定決定が違法又は不当であるとは認められない。

３ 付言

一件記録をみると、審理員は、処分庁に対して、本件認定決定における労働保険料額の算定式等について照会している（「審理関係人への質問及び物件の提出要求について（依頼）」）ものの、審理員意見書においては概算労働保険料額及び納付すべき労働保険料額（不足額）の妥当性について検討しておらず、審査庁も、諮問説明書においてこれらの妥当性について説明していない。

この点につき、審査庁に照会したところ、審査庁は、審理員においては、保険料算定の前提となる保険給付の妥当性について検討し、妥当であると判断したため、概算労働保険料額及び納付すべき労働保険料額（不足額）の妥当性を検討しなかったと説明し、また、審査庁においては、当該妥当性を前提とした保険料算定が正しいことを確認済みであるとのことであった（令和７年６月６日付け審査庁主張書面）。

審理手続においては、処分の適法性及び妥当性を検討する必要があるところ、労働保険料の認定決定の適法性及び妥当性を検討するに当たっては、保険料算定の前提となる保険給付の取扱いの妥当性のみならず、認定決定における認定額の適正性も検討しなければならない。しかしながら、審理員は、保険給付の取扱いの妥当性についてのみ検討し、本件認定決定における認定額が適正に算出されているかどうかについては、算出の根拠となる資料に照らした検討をした形跡がうかがわれない。審理員は、今後、当該処分の適法性及び妥当性を漏れなく検証する必要があるし、審査庁は、諮問説明書の作成に当たり、これらの点につき漏れなく記載する必要がある。

４ まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第３部会

委 員 吉 開 正 治 郎

委 委	員 員	中 福	原 本	茂 美	樹 苗
--------	--------	--------	--------	--------	--------